

(制度名： 自動車の点検及び整備についての検査)

(自動車交通局技術安全部整備課)

1. 制度の概要

自動車分解整備事業の認証を受けた事業場のうち、自動車の点検及び整備について検査を確実にさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定を行う。

指定自動車整備事業者の指定を受けた者が交付した有効な保安基準適合証の提出があった場合には、自動車の継続検査に際し、現車の提示が省略される。

2. 指定、登録等の基準

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

第九十四条の二 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について前条第一項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任して第九十四条の五第一項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

2・3 （略）

(詳細については、優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）第五条及び第六条並びに指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第二条第一項参考)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
28,973 工場	全国の運輸支局（整備部門）等 ※にお問合せ下さい。		2. の基準を満たすと判断されるため。

※ 全国の運輸支局等のご案内：

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

問い合わせのうち共通的事項と認められるもの等の概要を、以下のアドレ

スにて公開している。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ns/tetsuduki/bunkai.htm#shitei>

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。